岡山県　倉敷市
香川県　高松市
愛媛県　松山市
高知県　高知市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

香川県　高松市
愛媛県　松山市
高知県　高知市

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十四号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十五号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道帯広市、北海道夕張市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、栃木県小山市、埼玉県加須市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県久喜市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都江東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、	令和九年四月一日

改　正　前

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県六戸町、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、栃木県小山市、埼玉県久喜市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県草加市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、	令和九年四月一日